

(2) 検討を要する福祉用具の種目について

1. 入浴用踏み台

○提案の概要

- ・ 浴槽に入るための踏み台を購入の対象とする。

○利用者の状態像

- ・ 浴槽淵が高く、またぐことが困難な状態。

○提案理由

- ・ 浴室で踏み台を使うことにより、浴槽への出入りがより容易にできるようになる。

○安全性

- ・ 踏み台でバランスを崩し転倒する恐れがある。

○衛生性

- ・ 浴室に置くためカビなどの劣化がある。

○論点

- ・ 浴槽を直接的にまたぐ動作を支援することをどう考えるか。
- ・ 浴槽の外に置く踏み台は、一般的に普及しており、新たな価値づけを有するものと言えるか。

○議論の概要

- ・ 浴槽を直接的にまたぐ動作はリスクが高い。
- ・ 浴槽の外に置く踏み台は一般的に普及しており、新たな価値付けとはならない。

(結論)

- ・ 浴槽に入るための踏み台については、特定福祉用具販売の給付対象とすることは適当でない。

2. 移動用リフトにトイレリフトを追加

○提案の概要

- ・現在は販売種目となっているが、貸与種目に変更して欲しい。

○利用者の状態像

- ・関節の屈曲制限のある方、リウマチ、進行性の難病（パーキンソン病・ALS など）の方

○提案理由

- ・進行性の疾患の方で「トイレリフトを購入したいが、高価であり、いずれは使えなくなる」との思いから、トイレリフトの導入を断念された方が複数ありました。高価な用具こそ、ご利用者の自立を促す機器として貸与の種目に取り入れて欲しい。

○安全性・衛生性

- ・特筆無し

○論点

- ・他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴う特定福祉用具販売の対象種目であって、高額で自己負担の大きい種目の取り扱いをどう考えるか。

○議論の概要

- ・本来ならば貸与との選択制がとれることが良いが、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の制度的な整理が必要

（結論）

- ・トイレリフトについては、福祉用具貸与の移動用リフトに追加することは適当でない。

3. 歩行補助つえ（四点つえ）

○提案の概要

- ・歩行補助つえを購入の種目に追加

○利用者の状態像

- ・歩行はできるが、下肢筋力が低下し、転倒の可能性が高い方。

○提案理由

- ・期待される効果として利用者の自己負担が少なくなる。
- ・給付費の抑制につながる。

（例）本体価格 8,000 円（税込み）の四点杖の場合

①月 100 円で 1 年間レンタルする⇒自己負担額 1,200 円（保険給付 10,800 円）

②購入する⇒800 円（保険給付 7,200 円）

○安全性・衛生性

- ・特筆なし

○論点

- ・減価償却期間を平均利用期間が上回る、比較的安価でメンテナンスの必要性の低い福祉用具については、貸与に加えて購入としてはどうか。
- ・一方で、貸与と購入を両方可能とすることで、介護給付に与える影響をどう考えるか

○議論の概要

- ・福祉用具は原則貸与であり、それに馴染まないものが特定福祉用具販売の対象である。
- ・特定福祉用具販売とするならば良いが、制度上、種目が排泄や入浴その他に用いるものと整理されている。
- ・福祉用具貸与のみのケアプランの場合は、給付の効率化の観点から特定福祉用具販売の対象とすることも考えられる。
- ・既に市場に普及していて、比較的安価な福祉用具もあることから、再評価も必要ではないか。
- ・安価とはどれくらいの金額なのか。

（結論）

- ・歩行補助つえについては、特定福祉用具販売の種目に追加することは適当でない。

4. 入浴介助ベルト

○提案の概要

- ・ 特定福祉用具販売の「入浴介助ベルト」を「介助用ベルト」に変更し、特殊寝台付属品としての位置づけを削除する。

○利用者の状態像

- ・ 立ち座りなどが困難で移乗の際に介助が必要である方
- ・ 移乗介助の負担が高い方

○提案理由

- ・ 介助用ベルトは貸与であれば「特殊寝台付属品」、購入であれば「入浴介助用ベルト」に分類されている。この2種は形状はほぼ同じであるが、使用する場面（服を着たままの利用か、浴室内での理由か）によって制度を使い分けなければならない。これらをまとめて「介助用ベルト」とし購入対象とすることで、介護負担軽減に繋がる。また、特殊寝台の貸与を利用していない（利用できない）状態像の方も利用が可能になる。

○安全性

- ・ ベルト装着の誤りがある場合に体がズレ落ちる可能性がある
- ・ 大幅な体調変化があった場合サイズが適合しなくなる
- ・ 対策方法

利用者の状態は中・重度が想定されるため、多くの利用者は外部サービスを受けられていると考える。家族に使用説明を実施するだけでなく、関係職種に注意喚起を行い安全利用を促す。

○衛生性

- ・ 個人の所有物とし通常洗濯は自宅で行う。本人と介護者以外が使用することは想定としない。

○有効性に関する検証結果

- ・ 現状は使用範囲が限定され多くは普及していない。使用範囲の拡大により、利用者は移乗の機会を増やし活動を向上させる。介助者は抱え上げる動作で腰への負担が大きいいため、負担の軽減。双方での効果が期待できる。

○論点

- ・用途が同一で使用場面（移乗・入浴）によって貸与と購入に区別される用具をどう考えるか。
- ・現行どおり、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものは特定福祉用具販売とし、それ以外は福祉用具貸与としてはどうか。

○議論の概要

- ・支援する動作には変わりがないのでまとめて、新たな種目としても良いのではないか。
- ・新しく種目を新設することになると、訓練用などを含むか否かの議論も発生するため。現行の使用場面で区分する方法が影響は少ない。

（結論）

- ・「特殊寝台付属品」の介助用ベルトと「入浴介助用ベルト」をまとめて「介助用ベルト」として特定福祉用具販売の対象とすることは適当でない。

5. 介助用電動車いす：新たな規格の車いすの追加（貸与）

○提案の概要

- ・車いすの範囲に「介助式電動車いす」を追加。

○利用者の状態像

- ・①寝たきりで床ずれリスクの高い方 ②要支援の方で意思疎通がしっかり取れる方 ③自走困難であり、環境上坂道や負担箇所がある方 ④老々介護や介護力が低い方（介護側）

○提案理由

- ・床ずれの予防はもちろんですが、各部の緊張や負担がより軽減でき自然の形で臥床ができる事。
- ・山間部や交通の便が悪い地域では必要性が高いが、プラン上の負担が現状高いため。
- ・アシスト機能付き介助型車いすは存在しているが、単価が高く需要はあるものの現実性が低いため。
- ・あらゆる移乗方法があるなか、介護力にあった提案ができ双方の負担が軽減できる。（腰痛予防効果有）

○安全性

- ・組み合わせ方に留意が必要。無理な使用では効果が損なわれてしまう。
- ・交通事故。しっかりとしたアセスメントとデモンストレーションが必要。
- ・操作ミス。介助者のアセスメントも必要になる。
- ・使用方法に慣れが必要。しっかりとしたサービス連携の上、指導が必要。

○衛生性

- ・特筆なし

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・ 重度者の介護支援において有効か。
- ・ 軽度者向けのデザインとも見て取れるが適応をどう考えるか。
- ・ 安全性はどうか。
- ・ JIS に準じた規格であれば貸与品目として認めてはどうか。

○議論の概要

- ・ 3 年前の議論では、安全性の面で上市間もないということから経過を見ることとした。
- ・ JIS は既にクリアしており、簡易型が既に認められていることを考慮すると操作面での問題は無いと考えられる。

(結論)

- ・ 介助用電動車いすについては、福祉用具貸与種目の「車いす」の範囲に新たに追加することが適当である。

6. 福祉用具購入に水洗ポータブルトイレを追加

○提案の概要

- ・腰掛け便座の範囲の追加。

○利用者の状態像

- ・日常使う既存の便器は寝室から離れているため介助を伴わないと使用が困難な方
- ・歩行が手すりの伝い歩きレベルで移動時に失禁の問題、転倒リスクを抱える場合
- ・歩行が1～2歩レベル、車いす使用者などで排泄動作に一部介助を伴う場合
- ・腰掛便座（ポータブルトイレ）の清掃など維持管理が困難な場合

○提案理由

- ・転倒による要介護度の悪化や失禁による自信喪失、自立の阻害などを低減
- ・トイレ移動に伴う介助負担の軽減。バケツの汚物処理作業、清掃など維持管理の問題を解決する。

○安全性・衛生性

- ・異物混入時でも汚物、ペーパーを継続して排出することと異物の定期除去により、汚物、異物が残ることによる臭気発生を回避し、衛生性を確保している。

○論点

- ・ポータブルトイレは既に給付（販売）の対象であり、有効性は確認されているところ。
- ・水洗トイレの普及率の高さを考慮すれば、「水洗ポータブルトイレ」の給付対象化は妥当ではないか。
- ・給排水ユニットの設置は住宅改修工事を伴わない取り付け設置工事とみなすことでどうか。
- ・技術的に開発段階であり、実証試験段階のものは対象外。

○議論の概要

- ・ポータブルトイレの有効性については確認されているところ。
- ・給排水ユニットの工事については、住宅改修として便器の移設としてとらえるべきではないか。
- ・住宅改修は便器の取り替えが対象。
- ・賃貸住宅におけるエアコンの設置程度の工事であれば取り付け工事として位置づけることはできないか。その際、給水は良いとして排水をどう取り扱うかが課題。
- ・在宅介護の限界点を上げることが考慮すると、有効な機器ではないか。
- ・段差昇降機の設置工事も認めていないことから、同様にしてはどうか。

(結論)

- ・水洗ポータブルトイレについては、特定福祉用具販売における「便座、バケツ等からなる移動可能な便器（ポータブルトイレ）」の範囲に、新たに追加することが適当である。ただし設置にかかる費用は自己負担。